

第十三回 参議院内閣委員会會議録 第九号

昭和二十七年三月二十四日(月曜日)午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君  
理事 鈴木 直人君  
委員 小串 清一君  
石原幹市郎君  
横尾 龍君  
楠見 義男君  
竹下 豊次君  
上條 愛一君

政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君  
外務大臣 大江 晃君  
官房長 物価政務次官 上原 正吉君

本日の会議に付した事件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を開会いたします。

本日は外務省設置法の一部を改正する法律案、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案、いずれもこれは予備審査であります。この二案を議題といたしまして、政府から提案の理由を承わろうと存じます。

先ず以て外務省設置法の一部を改正

する法律案を議題といたします。政府から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(石原幹市郎君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

平和條約が効力を発生いたしますと、終戦以来行われて参りました連合国による日本の占領管理は終了するわけでございしますが、これに伴いまして、外務省の所掌事務のうち、占領軍關係の事務は必要がなくなるわけでありまして、従いまして、外務省設置法の中で連合国による日本の占領管理に關する部分を削除する必要があるわけでありまして、又一方、昭和二十七年度予算によりまして、外務省の地方支分部局は大幅に縮減することとなつておりまして、このための改正も必要であるわけであります。更に、平和條約の発効によりまして在外公館が設置されま

すので、これに伴いまして領事官の領事事務も再開されますので、このための改正も必要となります。これらの理由によりまして、政府は、ここに外務省設置法の一部を改正する法律案を提案いたす次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明いたします。第一に、第三條第九項を削りましたのは、連合国最高司令官總司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整という外務省の任務を落したものであります。これは、平和條約の効力の発生に伴つて連合国による日本の占領管理が

なくなるために当然必要とされる改正であります。

第二に、第十二條國際協力局の事務の改正についてであります。國際協力局におきましては、従来國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に關することを司つておりましたほか、連合国による日本の占領管理に關する各種の連絡事務、総合調整の事務、文書及び記録の収集及び研究に關する事務、地方に置かれておりました連絡調整事務局に關する事務等を司つておつたのであります。平和條約の効力の発生に伴いまして連合国による日本の占領管理が終了いたします結果、それらの事務を削り、國際協力局本来の事務、即ち國際機關及び國際會議への参加に關する事務、條約その他の國際約束の事務の三つを掲げることとした

ものであります。ここに、第二号に掲げました條約その他の國際約束の実施と、第三号に掲げました國際行政とは、若干類似の事務のようでございますが、第二号で予定しておりますのは重要な政治上の條約その他の國際約束であり、第三号で予定しておりますのは、技術的な國際行政面を予定しているものであります。

次に第三に、第三節を削除いたしましたのは、最初に申上げました通り、昭和二十七年年度予算に基きまして地方支分部局を大幅に縮減することとなり、外務省といしましては、この

際、地方支分部局として札幌、仙台、横浜、横須賀、大阪及び福岡の六箇所に設けられておりました連絡調整事務局を全部四月一日から廃止することとしたのであります。これが第三節を削除した改正であります。

最後に第四に、第二十五條の次に三箇條を加えました改正についてであります。平和條約の効力に伴いまして在外公館が逐次世界各地に設置されて行くわけであります。これらの在外公館において取扱われます領事事務に關しましては、例へば船舶法、民法、旅券法その他個々の法律の中に規定が

ありますが、それらを統括して領事官の職務として規定した法律はないのであります。従いまして、それらの諸規定の適用上必要な事項を規定し、且つ、それらに基いて徴収いたします手数料につきまして定める必要があらますので、第二十六條におきましては、他の法令中「領事館」或いは「領事」又は「領事官」とありますのはどういふものをいうか、又領事館が設置されていなが大公使館が設置されている所では領事事務はどういふふうにして行ふかを規定しております。又、第二十七條では、領事官の徴収する手数料につきましては政令で定める旨を定め、第二十八條におきましては手数料の減額や免除はどういう場合に行ふかを定めております。これは、国の債権の全部又は一部を免除する場合は、法律によらなければならぬとしていたる財政法第八條の趣旨により設けた規定であり

ます。

以上が本改正案についての説明であります。なお、附則におきましては、その第一項におきまして、この法律の施行期日は四月一日である旨を定めております。但し、第三條及び第十二條の改正規定、即ち、連合国の占領管理の終了に伴つて必要とされる事項についての改正は、その内容上當然のことでありまして、日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から施行することとしております。附則の第二項は、日本政府在外事務所設置法の一部を改正いたしまして、手数料に關する規定である第十三條を削つておきます。これは新たに設けられまして第二十七條及び第二十八條によりまして、在外事務所も領事官の徴収する手数料に關する規定によつて手数料を徴収することができるようになつたからであります。なお、領事官の徴収する手数料に關する規定は在外事務所に適用することにつきましては、日本政府在外事務所設置法の附則の第二項におきまして、他の法令中「領事館」又は「領事官」とあるのは「日本政府在外事務所又は在外事務所」と読み替へる旨が規定されている次第であります。

以上が外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 次に経済安定

本部設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきまして政府委員から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(上原正吉君) 只今議題となりました経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、物価庁を経済安定本部の内局に組織する等、関係法律につき、所要の改正を行なうとするものであります。そも、物価庁は、終戦後の事態に対処して物価安定のための総合的物価行政を実施するため、昭和二十一年八月物価庁官制に基づき総理府の外局として設置せられましたが、二十四年五月経済安定本部設置法の制定公布の際、経済安定本部の外局に改められました。更に、二十五年に入りまします、経済諸施策の奏効により物価は著しく安定して参りましたので、同年五月同法の一部改正によつて、物価庁は二十六年度四月一日を以て経済安定本部の内局に組織替えされるべきものと定められました。然るに、朝鮮事変勃発後において物価騰貴の傾向が顯著でありましたので、第十一回通常国会において前述の物価庁の組織替えは二十七年四月一日まで延期されて、現在に至つた次第であります。

さて、最近における経済情勢は安定の度を加え、価格統制の範囲も大幅に縮小して参りましたので、政府は経済安定本部設置法附則第三項の規定するところに従い、二十七年四月一日を期して物価庁を経済安定本部の内局に組織替えすることとしたし、この法律案を提出した次第であります。

この法律案によつて改正する法律は、経済安定本部設置法、国家行政組織法、物価統制令及び地代家賃統制令の四法令であります。その改正の概要は次の通りであります。

先ず、経済安定本部設置法につきましては、一、新たに「物価局」に関する規定を設け、従来の物価庁に関する規定を削除し、二、従来の物価庁の地方機構たる管区経済局物価部を廃止し、調整部に吸収することとしたし、三、次に、国家行政組織法につきましては、行政組織のため置かれる国の行政機関の表中より「物価庁」を削除することとしたし、次に、物価統制令及び地代家賃統制令につきましては、両令中にある「物価庁長官」という字句を「経済安定本部総務長官」に改めることとしたし、

以上、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、その概略を御説明いたしました。が、何とぞ速やかに御審議の上御賛成を賜りますよう、切望する次第であります。

○委員長(河井彌八君) 本日の委員会はこの程度にとどめまして、散会いたそうと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは本日はこれを以て散会いたします。

午前十一時十三分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、経済安定本部設置法等の一部を

改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案  
経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

改正する法律

(経済安定本部設置法の一部改正)  
第一條 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次第二章中「第一節 内部部局(第六條―第十四條)」を「第一節 内部部局(第六條―第十四條の二)」に改め、第三章中「第一節 物価庁(第二十條―第三十二條)」を「第一節 削除」に改め、

「第一款 総則(第二十條、第二十二條)」、「第二款 内部部局(第二十二條―第二十七條)」、「第三款 削除」及び「第四款 附屬機關(第三十二條)」を削る。

第五條第三十二号中「物価庁」を削る。

第六條第一項中「五局」を「六局」に、「建設交通局」を「建設交通局」に改める。

第七條第三項中「建設交通局に次長三人」の次に、「物価局に次長三人」を加える。

第二章第一節中第十四條の次に「一條を加える。  
(物価局の事務)

第十四條の二 物価局において左の事務をつかさどる。  
一 物価に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。  
二 価格等の統制を行うこと。

三 物価安定のための国庫補助金に関すること。

四 物価に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に関すること。

五 物価及び生計費の調査及び統計に関すること。

六 原価計算の統一に関すること。

第十五條第一項の表中

国土調査審議会

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

国土調査審議会

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

米価審議会

経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に依り、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議し、並びこれに關し必要と認める事項を經濟安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。

「總務長官」に改める。

（地代家賃統制令の一部改正）

第四條 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に物価庁の職員である者は、別に辞令を發せられない場合においては、経済安定本部物価局の職員となるものとす。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 地方支分部局（第十七條―第十九條）」を「第三節 創設」に、「第四章 在外公館（第二十二條―第二十五條）」を「第四章 職員（第二十九條―第三十條）」に改める。

第三條第九号を削り、同條第十号を同條第九号とする。

第十二條を次のように改める。

（領事官の職務）

第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加に關すること。

二 條約その他の國際約束の実施に關すること。

三 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

（領事官の職務）

第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加に關すること。

二 條約その他の國際約束の実施に關すること。

三 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

（領事官の職務）

第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加に關すること。

二 條約その他の國際約束の実施に關すること。

三 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

（領事官の職務）

第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加に關すること。

二 條約その他の國際約束の実施に關すること。

三 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

第三條 國際行政に關すること。

第三節 國際行政に關すること。

である。

第一一三九号 昭和二十七年三月八日受理

恩給不均衡是正に関する請願  
請願者 福岡県三井郡金島村金島 古賀米次外二百五十九名

紹介議員 團伊能君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一四八号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡一ノ宮町一ノ宮一、四一四 伊沢一二外百十八名

紹介議員 梅津錦一君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一五五号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡柏町豊四季八 根本浦之助外百二十七名

紹介議員 片岡文重君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一五六号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 大分市中島五條通り二河野伊多留外八千三十八名

紹介議員 松原一彦君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一五七号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 田崎勝外百十六名

紹介議員 三輪貞治君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六六号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡生目村大字細江二九九 中原長作外二百三十四名

紹介議員 竹下豊次君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六七号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岡山県英田郡福本村 速藤悦二外百九十六名

紹介議員 江田三郎君 島村軍次君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六八号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡竹鼻町

網橋二郎一外百二十三名

紹介議員 愛知一君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六九号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 福岡県宗像郡赤間町 石松富樹外三百十二名

紹介議員 團伊能君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一七〇号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 静岡県清水市小芝町三 金子忠夫外六十六名

紹介議員 長島銀蔵君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一七二号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡真桑村十四條 吉田万六外百九十六名

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一七二号 昭和二十七年三月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡真桑村十四條 吉田万六外百九十六名

請願者 兵庫県相生市陸本郷町小野敦馬外百七十名

紹介議員 横尾龍君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一八一号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 大阪府池田市城南町三 四五 赤松欣悟外七百三十一名

紹介議員 岩木哲夫君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一九一号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町二ノ一、二三三 鈴木昇外百四十四名

紹介議員 片岡文重君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一九二号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岡山県浅口市連島町 藤原寛一外四名

紹介議員 加藤武徳君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一九三号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県稲葉郡厚見村上川手四五九 勸使河原太右エ門外百二十六名

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第二二〇八号 昭和二十七年三月十二日受理

恩給不均衡是正に関する請願(四通)

請願者 三重県三重郡川越村大字高松 水谷重之助外千三百九十三名

紹介議員 九鬼紋十郎君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第二二一六号 昭和二十七年三月十二日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 千葉県千葉郡津田沼町 谷津一、六一八 篠田寅平外六十九名

紹介議員 片岡文重君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第二二二五号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県養老郡高田町大字高田一七二 中村準一外百七十二名

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二二六号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 愛知県春日井市堀ノ内町二八四 伊藤伊蔵外百三十六名

紹介議員 山田佐一君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二二七号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 神奈川県川崎市南幸町三ノ六一 石川八代次外二百十二名

紹介議員 鈴木恭一君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二二八号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 山口県吉敷郡大庭村第四、七四九 高松超造外二百八十九名

紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二二九号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都中野区野方町二丁目 田中三郎外五百二十九名

紹介議員 中山壽彦君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二三〇号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 愛知県春日井市堀ノ内町大字須ヶ口七九 安藤三郎外百八十八名

紹介議員 重宗雄三君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二三一〇号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八 有元久五郎外四千七百三十八名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二五六号 昭和二十七年三月十三日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 神戸市長田区西代通一ノ一八 細見兵吉外六百名

紹介議員 松浦清一君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六三三号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡館林町館林一、〇〇七 長田貞三外二百八十九名

紹介議員 堂森芳夫君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二八七号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 福井県敦賀郡東浦村杉津 宮原彦次郎外四十名

紹介議員 堂森芳夫君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一九〇号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町平太福井県坂井郡観光協会内 宮川秀雄

紹介議員 堂森芳夫君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 福井県坂井郡芦原町田々中温泉青原観光協会内 寺尾登喜雄

紹介議員 堂森芳夫君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一 原田二郎外六十八名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一九四号 昭和二十七年三月十一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 新潟県新発田市地蔵堂町 滝沢七十郎外九十名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二〇七号 昭和二十七年三月十二日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡明知町五九ノ二 安藤伊兵衛外百二十八名

紹介議員 中山壽彦君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都中野区永川町三吉田勝任外四百四十名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 千葉県千葉郡津田沼町谷津一、八九一 原田二郎外六十八名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二〇七号 昭和二十七年三月十二日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡明知町五九ノ二 安藤伊兵衛外百二十八名

紹介議員 中山壽彦君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都中野区永川町三吉田勝任外四百四十名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都中野区永川町三吉田勝任外四百四十名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都中野区永川町三吉田勝任外四百四十名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二六二号 昭和二十七年三月十四日受理

軍人遺族扶助料復活に関する請願（五十一通）

請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ三七 阿久刀川照外五十七名

紹介議員 紅露みつ君

請願者は、元軍人の夫死亡後その扶助料によつてかろうじて生活を続けてきたところ、終戦とともに唯一の糧である扶助料を停止されたまま、あらゆる苦勞とたたかつて今日まで生きてきたが、よる年なみで最早や耐乏の局限に到達しているから、講和発効を機会にこれらの者に対する軍人遺族扶助料を復活支給せられたいとの請願。

第一二六四号 昭和二十七年三月十四日受理

軍人遺族の恩給復活に関する請願（二通）

請願者 千葉市市川市青野一六四 神田横外四百五十五名

紹介議員 徳川宗敬君

この請願の趣旨は、第一二六一号と同じである。

第一二八六号 昭和二十七年三月十四日受理

林野庁の他省移管反対に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一四衆議院構内社団法人日本林業協会会長 大村清一外七名

紹介議員 重宗雄三君

政府は近く、林野行政の全部または一

部を農林省より分離して国土省に移管することであるが、これは森林のもつ産業的、公益的性格と農業畜産の不可分關係を考へない偏見によるものであつて、これが実現はわが国経済の復興を妨げ、農林政策の円滑な運営をはばむ結果となるから、林野庁を農林省より分離することに反対であるとの請願。

第五五五号 昭和二十七年三月八日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 東京都千代田区大手町一ノ七社団法人東京都観光協会会長 安井誠一郎

国際観光事業は、貿易外収入の点からみてもまた、国際間の親善に寄與する点から考へても、最も平和的な文化事業であつて、昭和二十二年秋貿易の再開とともに、総司令部の許可以来逐年観光客も増加し、特に戦後地方自治体においても観光課設置の傾向にあるから、今回政府の行政機構改革を機に、運輸省観光部を観光局に昇格せられたとの陳情。

第五七一号 昭和二十七年三月十日受理

観光局設置に関する陳情（五通）

陳情者 山梨県北巨摩郡増富村増富ラジウム観光協会 内 有井源太郎外四名

この陳情の趣旨は、第五五五号と同じである。

第五八四号 昭和二十七年三月十日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 山梨県北巨摩郡駒城村長 宮川幸吉

一日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 山梨県北巨摩郡駒城村長 宮川幸吉

この陳情の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六〇五号 昭和二十七年三月十二日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 名古屋市中区大池町四ノ一社団法人名古屋商工会議所会頭 伊藤次郎左衛門

この陳情の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六一七号 昭和二十七年三月十三日受理

観光局設置に関する陳情（二通）

陳情者 宮城県仙台市宮城郡二七社団法人宮城県観光連盟会長 佐々木家壽治

この陳情の趣旨は、第五五五号と同じである。

第五六八号 昭和二十七年三月十日受理

財務局の行政整理反対等に関する陳情

行政機構改革の一環として、財務局を国税局に統合することであるが、財務局は、国税および税關業務を除いた広範な総合的財務行政を担当し、国家財政の施策を迅速正確に地方に浸透させることを始め、予算編成資料の蒐集、証券業者の指導監督、金融機關の監督、外国有財産および旧軍財産の管理保全等その任務が範圍から見て、その使命はいよゝ増大しているから財務局を現在通り独立存置せられたいとの陳情。

第五六九号 昭和二十七年三月十日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 愛媛県宇摩郡川之江町一、〇七三 宮田次男 外六十二名

終戦後元軍人等に対する恩給が停止され既に数年になるが、生活の現実は元軍人老齢者の境遇を悲惨なものにしてゐるから、すみやかにこれらの元軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第六一四号 昭和二十七年三月十三日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 大分県宇佐郡封戸村大字立石一、〇〇九 安藤龜治郎

元軍人の恩給復活について色々と伝えられてゐるが、老齢のため活動力がなく、しかも終戦以来七年間にわたるだけの生活によつて家計は窮乏の極に達している者に対しては、格別な考慮を払われ、昭和五年以前の退職者で六十歳以上の元軍人老齢者に対しては、講和発効と同時にその恩給を復活されるよう必要な措置を講ぜられたいとの陳情。

第五七〇号 昭和二十七年三月十日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情（七通）

陳情者 熊本県飽託郡川上村長 高岡清人外六名

政府は近く、林野行政の全部または一部を農林省より分離して国土省に移管することであるが、これは森林のもつ産業的、公益的性格と農業畜産の不可分關係を考へない偏見によるものであつて、これが実現はわが国経済の復興を妨げ、農林政策の円滑な運営をはばむ結果となるから、林野庁を農林省より分離することに反対であるとの陳情。

第五八三号 昭和二十七年三月十一日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情（六通）

陳情者 熊本県青北郡湯浦町岩本岩八外五名

この陳情の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第六二三号 昭和二十七年三月十四日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県天草郡手野村大字井手三、四八五 長島正介

この陳情の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五七二号 昭和二十七年三月十日受理

厚生省業務局存置に関する陳情

厚生省業務局存置に関する陳情

陳情者 東京都中央区新川一ノ

八日本製薬団体連合会  
内 塩野義三郎

今回政府は業務局を医務局に統合の上  
新設される社会省に医務局として設置  
される由であるが、現下業務行政の複  
雑緊要性と年産額四百数十億円に達す  
る医薬品工業がわが国産業界において  
占める地位の重要性等にかんがみ、こ  
れを主管する中央庁には業務専門の一  
局なくして産業の指導育成、取締監督  
等の円満な運営は期し難いから、現在  
通り中央省に業務局を存置せられたい  
との陳情。

第六一六号 昭和二十七年三月十  
三日受理

厚生省業務局存置に関する陳情

陳情者 静岡市呉服町二丁目静岡県  
薬剤師協会内 森謙治  
郎

この陳情の趣旨は、第五七二号と同じ  
である。

第六二二号 昭和二十七年三月十  
四日受理

厚生省業務局存置に関する陳情(四通)

陳情者 静岡市馬淵町五ノ三五  
静岡県医業組合内  
近藤伊平外三名

この陳情の趣旨は、第六一六号と同じ  
である。

第五九七号 昭和二十七年三月十  
一日受理

蚕糸行政機構存置に関する陳情(二通)

陳情者 東京都千代田区有楽町  
一ノ七蚕糸会館内全国

養蚕販売農業協同組合  
連合会長 関根久藏外  
一名

行政機構の改革に伴い、蚕糸、畜産両  
局の統合が計画されている由である  
が、蚕糸業は、輸出産業の 主位を占  
め、わが国経済上重要な使命を持つて  
おり、競合農作物との調整を図りつ  
つ、桑田、蚕種、養蚕、製糸、生糸検  
査、輸出に至る一貫した統一的指導行  
政を必要とするものであるから、従来  
通り蚕糸局を独立存置せられたいとの  
陳情。

第六三六号 昭和二十七年三月十  
四日受理

蚕糸行政機構存置に関する陳情

陳情者 群馬県前橋市南曲輪町  
七〇群馬県養蚕事業農  
業協同組合連合会長  
小金沢喜興治

この陳情の趣旨は、第五九七号と同じ  
である。

第六〇一号 昭和二十七年三月十  
一日受理

新潟県に日本海海運局設置の陳情

陳情者 新潟県知事 岡田正平  
外六名

海運の重要性とこれに対する合理的な  
海運行政機構は、船舶交通を中心と  
し、これに地勢情況、海象情況、経済  
情況および通信陸上交通とを勘案し、  
その管区および指揮系統を設定して始  
めて初期の目的が期し得られるもので  
あるから、地理的、経済的諸條件に準  
拠して秋田、山形、富山、石川、長野  
の六県を一貫して管掌する日本海海運

局を新潟県に設置せられたいとの陳  
情。

第六一五号 昭和二十七年三月十  
三日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳  
情

陳情者 宮崎市材木町九九 徳  
永利吉外三十九名

元軍関係公務員は、終戦後唯一の糧で  
ある恩給を停止されたため、生業資金  
調達の方法もなく、子弟の教育はもと  
より日々の生活に窮迫しているから、  
講和発効を機会に既に恩給証書を交付  
されているこれら元軍人関係公務員の  
恩給を復活せられたいとの陳情。

第六二一号 昭和二十七年三月十  
四日受理

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 東京都世田谷区赤堤二  
ノ四六〇 瀬戸口弥太  
郎

軍人恩給および扶助料の支給が停止さ  
れて以来、既に数年になり、これ等受  
給者およびその家族の生活は悲惨なも  
のである。ことに老齢軍人は生活能力  
も薄弱で困窮のため病死する者すら年  
年増加している現状であるから、すみ  
やかにこれが救護の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六二四号 昭和二十七年三月十  
四日受理

自治省設置に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次  
現在のような地方自治の不確定な状態  
が継続することは、国力の回復にいち

じるしい支障となるから、適確な地方  
意思を代表する中央機関として、現在  
の地方自治庁および地方財政委員会を  
発展的に解消して自治省を設置せられ  
たいとの陳情。

第六四七号 昭和二十七年三月十  
四日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次  
武官に対する恩給は、昭和二十一年勅  
令第六十八号によつて停止されている  
が、これらの人々は国家のために犠牲  
となつたのであるから、その遺家族な  
らびに傷病者に対しては、文官の場合  
に準じて生活扶助その他の援護策を突  
施するよう必要な措置を講ぜられたい  
との陳情。

昭和二十七年三月二十八日印刷

昭和二十七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所